

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	昭栄薬品株式会社
【英訳名】	SHOEI YAKUHIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤原 佐一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区安土町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	昭栄薬品株式会社 東京支店 (東京都中央区東日本橋一丁目1番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である藤原佐一郎は、財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である2026年3月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

当社は、全社的な内部統制の整備及び運用の状況、並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価しました。全社的な内部統制の整備及びその評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲につきましては、当社及び連結子会社において、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

全社的な内部統制、及び決算・財務報告プロセスに係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、金額的及び質的重要性の観点から財務報告に対する影響の重要性が僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点を評価の対象としました。

業務プロセスに係る評価の範囲については、当連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後計画値）の概ね3分の2に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定しました。

連結売上高の概ね3分の2を指標として採用した理由は、当社及び連結子会社が卸売業を営んでおり、事業規模を示す指標として売上高が最も適切であると判断したためであります。また、残りの概ね3分の1については、いずれの事業拠点も小規模であり、財務報告への金額的影響が僅少であると判断したためであります。

なお、質的重要性の観点から、留意すべき不正リスクの有無、開示すべき重要な不備の識別状況及び長期間にわたり評価対象外となっている事業拠点か否かなどを総合的に検討した結果、追加的に評価対象とすべき事業拠点は無いと判断しております。

選定した重要な事業拠点においては、当社及び連結子会社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについて財務報告への影響を勘案した結果、重要性の大きい業務プロセスとして貸倒引当金プロセスを評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。